

2 その他

その他の重点監査事項に係る指摘は表7のとおりである。

(表7) 重点監査事項に係る指摘一覧

重点監査事項	局	指摘件名
事業実施部門の外部委託	産業労働局	(1) 業務委託の履行を確認し代金の支払を行うべきもの
債権管理	教育庁	(1) 教職員の給与の過払い等について効果的な債権回収を行うよう指摘を徹底すべきもの
リース契約	福祉局	(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの
	保健局 病院経営本部	(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

第4 東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

平成25年度東京都財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書)が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表(一般会計及び15特別会計)の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 平成26年8月4日から同月6日まで
- ② 東京都財務諸表 平成26年8月25日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
 - ア 「財産に関する調書」との突合
 - イ 当期の増減について関係書類(購入原簿等)との照合(抽出による)
 - ウ 減価償却計算に関する検証(抽出による)
- (7) 決算整理手続の確認
 - 不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給与引当金及び賞与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認
- (8) 特異科目の検証
 - 特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目(その他行政費用など)について、計上した理由や妥当性を検証

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

(別表1) 局別実地監査期間

No.	局名	実地監査	補足監査
1	知事本局 (注1)	平成26年5月19日及び21日	
2	青少年・治安対策本部	平成26年5月20日及び22日	
3	総務局 (注2)	平成26年5月9日から21日まで	
4	財務局	平成26年4月14日から18日まで	平成26年6月16日
5	主税局	平成26年2月5日から3月10日まで	平成26年6月16日及び17日
6	生活文化局	平成26年1月14日から31日まで	平成26年6月16日及び17日
7	オンラインブック・パソコンブック準備局 (注3)	平成26年5月23日から6月4日まで	
8	都市整備局	平成26年2月14日から3月7日まで	平成26年6月16日
9	環境局	平成26年4月11日から22日まで	平成26年6月16日
10	福祉保健局 (注2)	平成26年5月8日から29日まで	
11	病院経営本部	平成26年4月25日から5月29日まで	
12	産業労働局	平成26年5月15日から30日まで	
13	中央卸売市場	平成26年1月14日から31日まで	平成26年6月16日及び17日
14	建設局	平成26年4月7日から6月11日まで	平成26年6月16日及び17日
15	港湾局	平成26年4月7日から5月12日まで	平成26年6月16日及び17日
16	会計管理局	平成26年3月3日から6日まで	平成26年6月16日
17	東京消防庁	平成26年1月16日から30日まで	平成26年6月16日及び17日
18	交通局	平成26年4月8日から5月7日まで	平成26年6月16日
19	水道局	平成26年1月16日から2月17日まで	平成26年6月16日及び17日
20	下水道局	平成26年1月15日から2月6日まで	平成26年6月16日及び17日
21	教育庁 (注2)	平成26年4月24日から6月6日まで	
22	警視庁 (注2)	平成26年4月9日から4月21日まで	平成26年6月16日及び17日
23	選挙管理委員会事務局	平成26年2月27日及び3月3日	平成26年6月16日
24	人事委員会事務局	平成26年3月5日	平成26年6月16日
25	監査事務局	平成26年2月28日	平成26年6月17日
26	労働委員会事務局	平成26年3月11日	平成26年6月17日
27	収用委員会事務局	平成26年3月7日	平成26年6月17日
28	議会局	平成26年3月3日及び14日	平成26年6月13日

(注1) 平成26年7月16日から政策企画局
 (注2) 八丈支庁管内の事業所は平成26年5月13日、15日及び16日
 (注3) 平成25年12月31日まででスポーツ振興局、平成26年1月1日から現局名

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局名	本庁の部	事業所
1	知事本局	総務部、地方分権推進部、外務部、基地対策部、政策部、計画調整部、国家戦略特区推進部	7
2	青少年・治安対策本部	総合対策部	1
3	総務局	総務部、復興支援対策部、行政改革推進部、情報システム部、首都大学支援部、人事部、行政監察室、行政部、総合防災部、統計部、人権部	11
4	財政局	総務部、主計部、財産運用部、建築保全部	4
5	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5
6	生活文化局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	6
7	オリンピック・パラリンピック準備局	総務部、スポーツ事業部、スポーツ祭東京推進部、招致推進部	4
8	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部及び都市住宅経営部	7
9	環境局	総務部、環境改善部、都市エネルギー部、都市地球環境部、自然環境部、資源循環推進部	6
10	福祉保健局	総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部	9

No.	局名	本庁の部	事業所
11	病院経営本部	経営企画部、サービス推進部	2
12	産業労働局	総務部、商工部、金融部、金融監理部、観光部、農林水産部、雇用就業部	7
13	中央卸売市場	管理部、事業部、新市場整備部	3
14	建設局	総務部、用地部、道路管理課、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7
15	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5
16	会計管理局	管理部	1
17	東京消防庁 (注1)	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部、	8
18	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7
19	水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部、調整部、施設部	9
8			2
18			7
11			3
15			7
3			5
22			8
30			9

(注) 下線の各消防署の監査については、近隣の会場として集合監査を実施した。

No.	局名	本庁の部	事業所
20	下水道局	総務部、職員部、総務部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部、建設部、技術部（北多摩一、八王子水再生センター、多摩川上流水再生センター、八王子水再生センター及び清瀬水再生センターを含む。）	中部下水道事務所（芝浦水再生センターを含む。）、北部下水道事務所（三河島水再生センターを含む。）、東部第一下水道事務所（杉町水再生センター、東部スラッジプラント及び有明水再生センターを含む。）、東部第二下水道事務所（中川水再生センター、小菅水再生センター及び葛西水再生センターを含む。）、西部第一下水道事務所（落合水再生センター及び中野水再生センターを含む。）、西部第二下水道事務所（みやぎ水再生センター、新河岸水再生センター及び浮間水再生センターを含む。）、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター（南部スラッジプラントを含む。）、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所
21	教育庁	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部	多摩教育事務所、東部・中部・西部各学校教育支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、八丈出張所、大崎・八潮・田園調布・浦田・大田桜台・駒場・松原・新宿山吹・西・大泉・大塚・板橋・桐ヶ丘・飛鳥・白鷗・烈國・青井・墨田川・日本橋・深川・富士森・日野・南平・町田・小川・昭和・武蔵村山・東大和南・福生・秋留台・酒漕・国立各高等学校、赤羽西高等学校、北豊島、荒川、墨田・葛西・小金井・田無各工業高等学校、多摩科学技術高等学校、農産高等学校、世田谷・杉並・若葉各総合高等学校、立川国際中等教育学校、白鷗・大泉各高等学校附属中学校、豊師盲学校、大塚ろう学校、城北・村山・羽村・王子第二・調布・水元・港・白鷗・板橋・田無・品川各特別支援学校、あきる野・府中けやきの森・志村各園
22	警視庁	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	万世橋・愛宕・高輪・東京湾岸・荏原・池上・世田谷・碑文谷・原宿・四谷・高井戸・本郷上・下谷・蔵前・千住・綾瀬・本所・葛飾・小松川・小平・三鷹・青梅・八王子・王子・八丈島各警察署
23	選挙管理委員会事務局		1
24	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2
25	監査事務局		1
26	労働委員会事務局		1
27	収用委員会事務局		1
28	議会局	管理部、議事部、調査部	3

(注) 下線の各学校の監査については、近隣の学校を会場として集合監査を実施した。
 (注) 下線の各警察署の監査については、近隣の警察署を会場として集合監査を実施した。

(別表3) 指摘事項一覧

局名	No.	指摘事項件名
主税局	1	(1) 同一画地の認定について ア 同一画地の認定を適正に行うべきもの
	2	(1) イ 同一画地の認定を適正に行うべきもの
	3	(2) 土地の用途の認定を適正に行うべきもの
	4	(1) 印刷物の契約を適正に行うべきもの
生活文化局	5	(1) 指定管理者から適正な事業報告を求め、内容の確認・検証を行うべきもの
	6	(2) 高所作業における安全を確保するよう受注者を適切に指導、監督すべきもの
オリエンテーションピクニック準備局	7	(1) 繰越に係る手続を適正に行うべきもの
	8	(2) 契約内容の変更を適正に行うべきもの
都市整備局	9	(1) 仕様書を適切に定めるとともにその適正な履行を求めらるべきもの
	10	(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの
環境局	11	(2) 都立看護専門学校の授業料の減免を適正に行うべきもの
	12	(3) 土壤汚染調査委託契約を適正に行うべきもの
福祉保健局	13	(4) 点検委託契約について ア 建物・設備管理を適正に行うべきもの
	14	(4) イ 不良箇所に対する対応を速やかに行うべきもの
病院	15	(1) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの
	16	(2) 借り込んでいる人工呼吸器の安全管理について ア 仕様書に保守点検の事項を定め、保守点検が適切に実施されていることを確認すべきもの
経営本部	17	(2) イ 保守点検が適切に実施されていることを確認すべきもの
	18	(2) ウ 保守点検に係る予定時期等を把握した上で、適切に保守点検の実施を確認すべきもの
産業労働局	19	(3) 購入契約に係る検査を適正に行うべきもの
	20	(1) 業務委託の履行を確認し代金の支払を行うべきもの
	21	(2) 債権管理を適正に行うべきもの
	22	(3) 職業能力開発センター施設設備使用に係る実費の徴収を適正に行うべきもの
	23	(4) 林道維持管理工事について ア 即時性のない案件を単価の割増しがない別契約により施工すべきもの
	24	(4) イ 履行期限の延長に係る事務処理及び完了検査を適正に行うべきもの
	25	(4) ウ 指示工事の中止について適正に意思決定を行い書面で通知すべきもの
	26	(5) 業務実績に応じて適正に契約変更すべきもの
	27	(6) どうきょう元気農場事業について ア 利用規程に利用申込み等の手続に関する定めを整備し都と利用者との法律関係を明確にするべきもの
	28	(6) イ 規格に適合しない農産物の取扱いについて仕様書に定めるべきもの
	29	(6) ウ 施設及び備品の管理を適正に行うべきもの
	30	(1) 工事の積算を適正に行うべきもの
中央卸売市場	31	(2) 契約事務を適正に行うべきもの
	32	(3) 契約手続を適正に行うべきもの
	33	(4) 消防用機械器具等を適正に維持管理すべきもの

局名	No.	指 摘 事 項 件 名
建設局	34	(1) 道路施設の点検等について ア 道路施設の定期巡回を適正に実施すべきもの
	35	(1) イ 道路施設の詳細点検を実施しない判断したことについて記録すべきもの
	36	(1) ウ 委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの
	37	(1) エ 委託調査に係るデータの確認を適切に行うべきもの
	38	(1) オ 立体交差及びトンネル設備保守委託について (ア) 積算を適切に行うべきもの (イ) トンネルの照明設備を適切に修理すべきもの
	39	(1) オ (イ) 履行確認を適正に行うべきもの
	40	(1) オ (ウ) 履行確認を適正に行うべきもの
	41	(2) 橋りよりの点検等について ア 橋りよりの定期巡回を適正に実施すべきもの
	42	(2) イ 委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの
	43	(3) 道路巡回点検委託実施マニュアル及び当該契約の仕様書を見直すべきもの
	44	(4) 総額契約により施工すべきもの
	港湾局	45
46		(1) イ 外郭防潮堤及び内部護岸の一般点検を適正に行うべきもの
47		(1) ウ レインボーブリッジの日常点検を適正に行うべきもの
48		(2) 単価契約工事について ア 指示を適正に行うべきもの
49		(2) イ 検収を適正に行うべきもの
50		(2) ウ 単価契約工事の運用を適切に行うべきもの
51		(2) エ 単価契約工事の適正な執行について指導を行うべきもの
52		(3) 工事監督補助業務委託を適切に行うべきもの
交通局	53	(4) 業務委託結果を活用し、道路等の管理を適切に行うべきもの
	54	(5) ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託を適切に行うべきもの
	55	(6) 保守点検委託契約の履行確認を適正に行うべきもの
	56	(1) 適正な所属年度により支出すべきもの
	57	(2) 土木工事工種別単価請負工事について ア 交通誘導警備業務を適正に実施すべきもの
	58	(2) イ 道路使用許可を受けたことを確認した上で道路上の作業を実施すべきもの
	59	(3) 防火管理体制を適正にすべきもの
	60	(4) 高所作業における転落防止策を適正に講じるべきもの
	61	(5) 複数単価契約を適正に締結すべきもの
	62	(6) 貯蔵品の管理を適正に行うべきもの
水道局	63	(1) 浄水場の維持管理について ア 要補修箇所への対応を速やかに行うべきもの イ 点検を適切に行うべきもの
	64	(1) イ 点検計画を策定し、点検を実施すべきもの
	65	(1) ウ 点検及びその後の対応を適切に行うよう指導すべきもの
	66	(2) 多摩水道維持補修工事請負単価契約について ア 単価契約に係る進捗状況の管理等を適切に行うべきもの イ 単価契約に係る完了検査を適正に行うとともに受託者の指導を適切に行うべきもの
	67	(2) イ 単価契約に係る完了検査を適正に行うとともに受託者の指導を適切に行うべきもの
	68	(2) イ 単価契約に係る完了検査を適正に行うとともに受託者の指導を適切に行うべきもの
	69	(3) 給水装置工事事務の進行管理の確認等を適切に行うべきもの
	70	(4) 還付未済金の管理を適切に行うべきもの
	71	(5) 契約変更における契約変更金額の算出を適切に行うべきもの
	72	(6) 研修補佐業務委託を適切に行うべきもの

局名	No.	指 摘 事 項 件 名
下水道局	73	(1) 管きよ維持補修工事について ア 適正な所属年度により工事代金を支払うべきもの
	74	(1) イ 工事請負契約を適正に締結すべきもの
	75	(2) 業務実施状況に係るデータ入力の確認を適切に行うべきもの
	76	(3) 流域下水道幹線保安作業に係る指示を適正に行うべきもの
	77	(4) 公共ます設置の承認工事に係る事務手続を適切に行うべきもの
教育庁	78	(5) 工事変更に係る事務手続を適正に行うべきもの
	79	(1) 教職員の給与の過払い等について効果的な真権回収を行うよう指導を徹底すべきもの
	80	(2) 建物の外壁に係る定期的な診断について ア 建物の外壁に係る点検結果を速やかに通知すべきもの イ 建物の外壁に係る点検結果に基づき適切に安全対策を講じ、速やかに補修を実施すべきもの
選挙管理委員会事務局	81	(3) 都立学校公開講座の実費の管理を適正に行うべきもの
	82	(4) 長期欠席者の転・退学に係る指導内容を具体的に記録すべきもの
83	(4) 必要な許可を有する相手方と契約すべきもの	
84	(1) 必要な許可を有する相手方と契約すべきもの	

第5 監査の結果（各局別）

主 税 局

1 指摘事項
(都税)

(1) 同一画地の認定について

固定資産税及び都市計画税の課税は、地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項に基づき総務大臣が定める「固定資産評価基準」（昭和38年自治省告示第158号）及び都において定める「東京都固定資産（土地）評価事務取扱要領」（昭和38年5月22日付主課固発第174号）（以下「固定資産評価基準」及び「東京都固定資産（土地）評価事務取扱要領」を「基準等」という。）により評価した土地の価格を基礎にして行われる。

土地の評価は、これらの基準等により、原則として、土地（補充）課税台帳に登録された1筆の土地を同一画地として評価すること（「一筆一画地の原則」とされている）。

しかし、複数の筆の筆を同一画地として評価すると、隣接する複数の筆が一体として利用されているときには、それぞれの筆を同一画地として評価すると、結果として一体利用している土地全体の利用価値が土地の価格に適切に反映されず、土地相互間の評価の不均衡をもたらす場合がある。そのため、基準等では、隣接する2筆以上の土地について、その形状、利用状況等から見て、これらを合わせる必要がある場合においては、その一体をなしている土地全体を同一画地として認定し評価することとしている。これにより、個々の筆の価格は一画地の一部として均一に評価されることとなる。

ところで、墨田都税事務所及び練馬都税事務所における固定資産税及び都市計画税の課税状況について見たところ、監査日（平成26. 2. 7及び2. 27）現在、その形状、利用状況等から見て、一体をなしていると認められる複数の筆を同一画地として認定し評価していない事業が、以下のとおり認められた。

ア 同一画地の認定を適正に行うべきもの

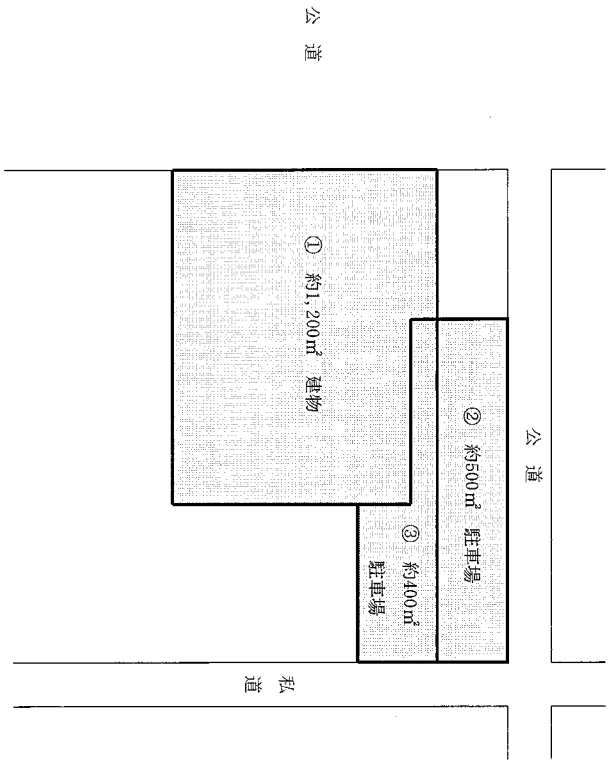
図1の①、②及び③の3筆の土地は、建物1棟とその建物で行っている事業用の駐車場として使用されており、一体として利用されているにもかかわらず、同一画地として認定していないのは適正でない。

この結果、表1のとおり、固定資産税・都市計画税59万1, 400円が課税超過となっている。

所は、同一画地の認定を適正に行われたい。

（墨田都税事務所）

(図1) 現況略図



(表1) 税額正誤表 (単位：円)

年度	正税額	既税額	差額
平成21年度	5,240,400	5,310,900	△70,500
平成22年度	5,350,300	5,476,000	△125,700
平成23年度	5,180,300	5,355,700	△175,400
平成24年度	5,098,800	5,209,700	△110,900
平成25年度	5,083,400	5,192,300	△108,900
計	25,953,200	26,544,600	△591,400

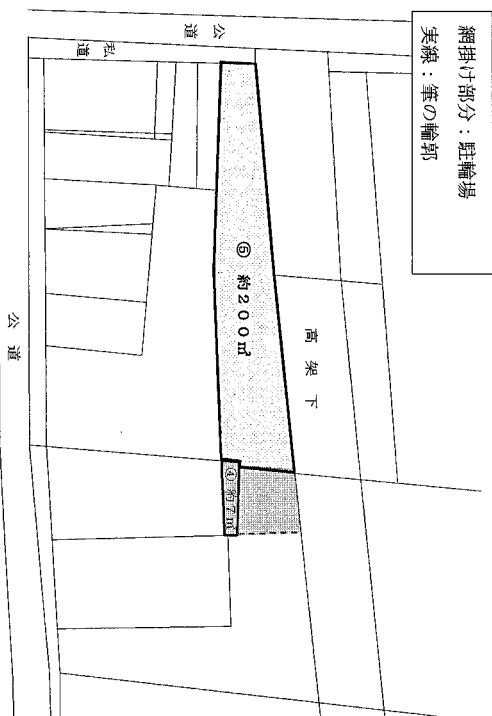
※金額は固定資産税及び都市計画税の合算
地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定

イ 同一面地の認定を適正に行うべきもの

図2の④の狭小な土地(面積：約7㎡)は、駐輪場の一部として、隣地⑤と合わせて使用されており、④⑤は一体として利用されているにもかかわらず、同一面地として認定していないのは適正でない。
この結果、表2のとおり、固定資産税・都市計画税1万8,400円が課税超過となっている。
所は、同一面地の認定を適正に行われたい。

(練馬都税事務所)

(図2) 現況略図



(表2) 税額正誤表 (単位：円)

年度	正税額	既税額	差額
平成21年度	746,100	731,600	14,500
平成22年度	792,800	786,100	6,700
平成23年度	773,500	786,100	△12,600
平成24年度	769,400	782,900	△13,500
平成25年度	769,400	782,900	△13,500
計	3,851,200	3,869,600	△18,400

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算
地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定

(2) 土地の用途の認定を適正に行うべきもの

固定資産税等の課税において、住宅用家屋の敷地、住宅用家屋の敷地と一体となっている庭や自家用駐車場等は、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2により「住宅用地」として認定され、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場、空地等は「非住宅用地」とされる。住宅用地については、課税標準の特例措置により、例えば、一般住宅用地の場合には、固定資産税が1/3、都市計画税が2/3に軽減されるなど、認定の有無により税負担に差異が生じるものであり、土地の所有者（所有者が自ら土地を利用していない場合でも同様）は、土地が所在する区にある都税事務所（土地係）に対して、申告が必要となる事由が生じた年の翌年の1月31日までに申告しなければならぬ。（地方税法384条、東京都都税条例（昭和25年条例第56号）136条の2・136条の3）

また、都税事務所としては、申告が適正になされなかった場合でも、土地課税台帳等の書類確認や現地調査により、毎年1月1日現在の土地の状況を把握し、利用実態に見合った認定を行い、課税する必要がある。

ところで、足立都税事務所において、土地の課税状況について見たところ、所は、Aが所有する土地のうち、一般貸付駐車場に用いられている土地（図3中⑥の部分）を「住宅用地」として認定している。

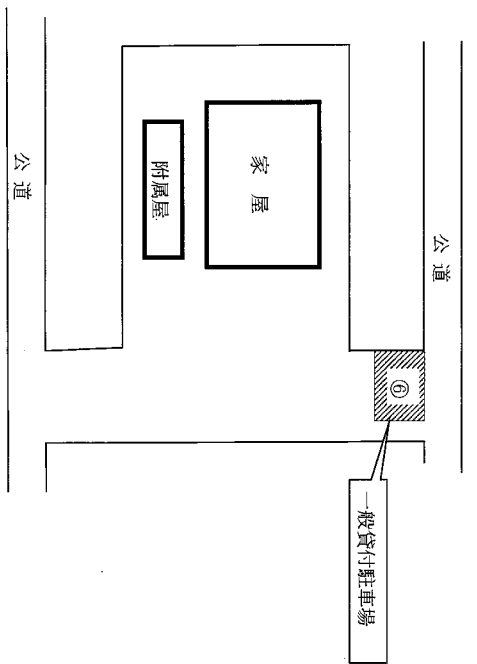
しかしながら、この⑥の部分については、周囲がブロック塀で囲われており、監査日（平成26.2.17）現在、駐車場利用者を募集していることが認められた。

これは、所が課税のため把握している現況と、保有している住宅地図との上で、⑥の部分に違いが生じていたにもかかわらず、所有者からの申告がなされず、また、所が実施した現地調査等においても発見できなかったことによるものであり、所が、課税上、当初の「住宅用地」の認定のままとしていたことは、適正でない。

この結果、表3のとおり、固定資産税・都市計画税6,900円が課税不足となっている。この結果、土地の用途の認定に当たり必要な確認を行い、認定を適正に行われない。

(足立都税事務所)

(図3) 現況略図



(表3) 税額正誤表

(単位：円)

年度	正税額	既税額	差額
平成22年度	429,200	427,200	2,000
平成23年度	423,100	421,400	1,700
平成24年度	396,400	394,800	1,600
平成25年度	392,800	391,200	1,600
計	1,641,500	1,634,600	6,900

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算
地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定